

検察審査会の受理件数，議決件数等

区分 年次	審査事件									第二段階の審査				建議・勧告	
	新受			既済						未済	開始	既済			未済
	申立てによるもの	職権によるもの	合計	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他（審査打ち切り・申立却下・移送）	合計	起訴議決			起訴議決に至らず			
平成27年	2,174	35	2,209	4	118	1,801	248	2,171	836	3	3	0	0	0	
28	2,155	36	2,191	3	101	2,023	216	2,343	684	1	0	0	1	0	
29	2,507	37	2,544	1	67	1,895	311	2,274	954	0	0	1	0	0	
30	2,215	27	2,242	3	81	1,958	287	2,329	867	1	0	1	0	0	
令和元年	1,733	64	1,797	9	134	1,640	285	2,068	596	1	0	1	0	0	
施行以来総計	164,166	13,835	178,001	2,422	16,170	105,018	53,795	177,405		27	14	13		545	

- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり，その他はすべて被疑者数による延べ人数である。
 2 「審査事件」の各数値は，第二段階の審査を含まない数値である。
 3 「第二段階の審査」は，平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり，「開始」は，同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について，検察審査会法41条の2第1項の通知を受け，又は，同第2項の期間が経過した人員である。
 4 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3により審査を終了させた人員を含む。
 5 令和元年度の数値は速報値である。